平成２１年（フ）第５４１号
千葉県柏市南逆井４丁目20番47号
債務者　奥山　美紀（旧姓眞貝）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７６３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目10番34―104号
債務者　大田　龍治
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７７号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目13番５―402号
債務者　福吉あずさ
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７８１号
千葉県松戸市六実２丁目51番地の４サンライズ原沢103号
債務者　小川　良治
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７９２号
千葉県松戸市新松戸２丁目59　ＣＳＥハイツ松戸Ⅱ305、住民票上の住所千葉県松戸市小金383番地
債務者　野苅家　肇
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１５９号
石川県加賀市大聖寺上福田町ハ13番地　新川住宅36号室、従前の住所石川県加賀市大聖寺上福田町ハの13番地　聖北団地13号
債務者　大野　雅弘
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１３７号
群馬県桐生市広沢町３丁目4279番地の36　岩崎方
債務者　金子　茂夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第２９２６号
愛知県東海市名和町緑陽台39番地の１　グランディール211号室
債務者　柴田　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９８３号
名古屋市中区新栄３丁目19―17　トラスティ千種南802号室、住民票上の住所愛媛県松山市和気町１丁目452番地　サントノーレ和気503
債務者　岩田　泰一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０１２号
愛知県弥富市鯏浦町上本田49番地１　サンモールＴ．Ｈ　１Ｄ
債務者　山田　守政
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８５号
名古屋市西区名西１丁目22番３号
債務者　涌井　竜文
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１５０号
名古屋市天白区植田南２―1502　サンコーポ広瀬103、住民票上の住所北海道山越郡長万部町字静狩101番地の３
債務者　神　　正美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３５５号
神戸市北区有野町唐櫃１番地の９、前住所兵庫県三田市弥生が丘６丁目２番地
債務者　美馬　武志
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１９号
兵庫県三田市大原1588―１―Ｃ―1216、住民票上の住所兵庫県西宮市中前田町３番９―202号
債務者　椿原　勝則
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７７号
神戸市長田区長田天神町３丁目２番７号
債務者　田島こと　小山　正子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９２号
神戸市兵庫区浜崎通１番40―903号
債務者　姫路マリンサービスこと　神野　裕一
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部